

⑥ 卒業要件単位に含まれない科目

教育職員免許状取得に関する科目のうち下記科目については、卒業要件単位に含まれないので注意してください。

- ・「教科に関する専門的事項」以外の科目
- ・「教科に関する専門的事項」のうち「工業概論」及び「職業指導概説」

なお、「教科に関する専門的事項」のうち他系・他コース科目については、卒業要件単位に含まれない場合があります。

(2) 各種資格

1) 技術士（第一次試験免除）

都市環境創成コースは、土木及び関連の工学分野で、また、環境マネジメントコースは、農業工学及び関連のエンジニアリング分野で、JABEE 認定を受けています。技術士の資格を取るためには、技術士第二次試験に合格しなければなりません。技術士第二次試験の受験資格として、技術士第一次試験の合格が必須条件です。環境・社会基盤系の卒業生は、JABEE 認定プログラム修了者として、技術士第一次試験が免除され、修習技術者になることができます。

技術士第二次試験は、修習技術者になった後、次のいずれかの条件が当てはまれば受験が可能となります。

- ① 技術士補の登録をして、指導技術士の下で4年を超える実務経験を経る。
- ② 職務上の監督者の下で4年を超える実務経験を経る。
- ③ 7年を超える実務経験を経る。

詳細については所属系のガイダンスや一般社団法人日本技術者教育認定機構のホームページ (<https://jabee.org>) で確認してください。

(主務官庁 文部科学省)

2) 一級建築士試験（受験資格）

都市環境創成コースの卒業生は、次の条件を満たせば、卒業後すぐに一級建築士の受験が可能です。

卒業に要する必修科目の他に、下記の表に基づいて、コース科目（選択）を修得してください。場合によっては、科目の分類が変更になる可能性があります。

一級建築士の免許登録にあたっては、試験の前後に関わらず、大学卒業後2年間の実務経験を積む必要があります。大学院で、所定の指定科目を履修した者は、大学院での在学期間が実務経験としてみなされます。

※二級・木造建築士の受験資格について

下記の表に基づいて、コース科目（選択）を修得することにより、二級・木造建築士の受験資格を得られ、免許の登録に実務経験は必要ありません。

詳細については、所属コースのガイダンスや公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaic.or.jp>) で確認してください。

(主務官庁 国土交通省)

指定科目の分類	コース科目（選択）		一級建築士科目		二級/木造建築士科目		
			履修要件	最低取得単位数	履修要件		
	授業科目	単位数		実務経験2年			
①建築設計製図	建築設計Ⅰ	2	4単位以上	21単位	0単位以上		
	建築設計Ⅱ	2					
	建築設計演習Ⅰ	1					
	建築設計演習Ⅱ	1					
	建築設計演習Ⅲ	1					
②建築計画	都市・地域計画学	2	7単位以上		21単位	2単位以上	
	建築計画学Ⅰ及び演習	3					
	建築計画学Ⅱ	2					
	建築史	2					
③建築環境工学	建築環境工学	2	2単位			21単位	0単位以上
④建築設備	建築設備	2	2単位				
⑥建築一般構造	木質構造学	2	0単位				
⑦建築材料	木材・木質材料学	2	0単位				
⑨建築法規	建築法規	2	2単位				
⑩複合関連科目	景観論	2	0単位以上	21単位			
	地下水工学	2					
	都市環境計画学	2					

※⑤構造力学、⑧建築生産は、コース科目（選択）に該当科目無し（いずれも卒業に要する必修科目で補うことができる。）

3) 測量士・測量士補（測量法第50条・第51条）

環境・社会基盤系の卒業生は、国土地理院への登録により測量士補の資格を得ることができます。また、卒業後、1年以上測量に関する実務に従事した者は、国土地理院への登録により測量士の資格を得ることができます。

登録申請は各自で行う必要があります。詳細については所属系のガイダンスや国土交通省国土地理院のホームページ (<https://www.gsi.go.jp>) で確認してください。

(主務官庁 国土交通省)

**4) 電気主任技術者（電気事業主任技術者資格検定規則第7条の2）**

情報・電気・数理データサイエンス系（ネットワーク工学コース，エネルギー・エレクトロニクスコース）の卒業生で在学中に下記単位を修得した者は，実務経験年数により電気主任技術者の資格が申請により得られます。資格認定に必要な科目及び単位数は以下のとおりです。

(主務官庁 経済産業省)

授 業 科 目	必要単位数
※物理学基礎（電磁気学） ☆電磁気学AおよびB ☆回路理論A ※回路理論B ☆電子計測	17 単位以上
☆電力系統工学A ☆電力発生工学 ☆電気法規・施設管理	8 単位以上
☆電気機器学AまたはB ☆制御工学AまたはB ☆パワーエレクトロニクス	10 単位以上
☆ネットワーク工学実験AおよびB（ネットワーク工学コースの場合） ☆エネルギー・エレクトロニクス実験AおよびB（エネルギー・エレクトロニクスコースの場合） ☆電力・モータ実験	6 単位
☆電気設計学	2 単位
科 目 合 計	43 単位以上

☆印：当該系において，電気主任技術者の資格申請のために必ず履修しなければならない科目

※印：当該系において，電気主任技術者の資格申請のために必ず履修すべき科目と関連が深く履修を強く推奨する選択科目

**5) ボイラー取扱作業主任者（受験資格）（ボイラー及び圧力容器安全規則第101条）**

卒業生で在学中にボイラーに関する学科目を修めた者で，卒業後ボイラーの取扱いについて2年以上の実地修習を経た者は，特級ボイラー技士試験を受験できます。

また1年以上の実地修習を経た者は，一級ボイラー技士試験を受験できます。

(主務官庁 厚生労働省)

**6) 危険物取扱者（甲種危険物取扱者試験受験資格）（消防法第13条の3）**

下記に該当する者は，甲種危険物取扱者試験を受験できます。

- ①化学・生命系を卒業した者
- ②化学に関する授業科目を通算して15 単位以上履修した者

(主務官庁 各都道府県)

**7) 毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第8条）**

化学・生命系の卒業生は，毒物劇物取扱責任者に就任できます。

(主務官庁 厚生労働省)

**8) 安全管理者（労働安全衛生規則第5条）**

工学部卒業生で2年以上産業安全の実務経験がある者は，厚生労働大臣の定める研修を修了後安全管理者に就任できます。

(主務官庁 厚生労働省)